



品川区議会だより

No.221 発行 平成22年(2010年)8月10日 発行所 品川区議会事務局(〒140-8715) 東京都品川区広町2丁目1番36号 電話 3777-1111 (大代表) 5742-6810 (直通)
品川区議会のホームページアドレス <http://www.city.shinagawa.tokyo.jp/kugikai/index.html>



荏原第一地区区民まつり(後地小学校)

第2回定例会の議案

平成22年第2回定例会は、6月24日から7月7日までの14日間の会期で開催されました。区長から、「区立区民活動交流施設条例」などの議案が、議員より、「高齢者医療入院時負担軽減支援金の支給に関する条例」の議案がそれぞれ提出され、慎重審議の結果、議員提出の「高齢者医療入院時負担軽減支援金の支給に関する条例」は賛成少数で否決、その他の議案は次のとおり可決されました。以下、概要をお知らせします。

区長提案

条例(新規)

▼区立区民活動交流施設条例
地域の区民活動を推進するとともに、区民の交流を促進することにより、地域の活性化を図るため、区民活動交流施設を設置する。
〔区民活動交流施設の所在地〕
八潮五丁目9番11号

〔区民活動交流施設に設ける施設〕
(1) 区民活動施設
多目的室、講習室、音楽室、健康増進室、美術工芸室、講習和室、パソコン講習室、託児室、スポーツ室、地域交流室
(2) 協働推進施設
活動拠点室、交流スペース

施行期日 平成23年2月1日

▼景観条例

良好な景観の形成を推進するため、区が景観行政団体となることから、必要な事項を定める。
〔規定する主な事項〕
(1) 景観計画の策定の手続
(2) 届出対象行為、特定届出対象行為等
(3) 勧告または変更命令に係る手続

(4) 品川区景観審議会の設置

その他 付則において「附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例」の一部を改正する。

施行期日 平成22年7月15日

条例(一部改正)

▼職員の勤務時間、休日、休暇に関する条例

子の育児または親族等の介護を行う職員に対する超過勤務命令を制限するとともに、短期の介護休暇を特別休暇として新設する。
施行期日 公布の日

▼職員の育児休業等に関する条例

育児休業等を取得することができる職員を緩和する。
施行期日 公布の日

▼職員の退職手当に関する条例

雇用保険法が改正されたことに伴い、規定を整備する。
施行期日 公布の日

▼特別区税条例

地方税法等が改正されたことに伴い、所要の改正をする。
(1) 給与所得者または公的年金受給者に対し、新たに扶養親族申告書の提出を義務付ける。
(2) 65歳未満の給与所得者に係る公的年金等の所得割の税額を給与所得と合算して特別徴収することができる。
(3) 特別区たばこ税の税率を改定する。

〔改正前〕

旧3級品以外
千本につき3千298円

旧3級品
千本につき1千564円

〔改正後〕
旧3級品以外
千本につき4千618円

旧3級品
千本につき2千190円

平成22年 第2回定例会 6月24日～7月7日

- 平成22年第2回定例会の議案 1～2
- 意見の分かれた議案 2
- 請願・陳情の審査結果 2
- 区政をきく(一般質問) 3～7
- 採択し報告を求めた請願について 4～6
- 傍聴のご案内、委員会の調査事項 8
- 議会棟案内図 8
- 本会議・委員会の日程(予定) 8
- 本会議場の議席配置 8

全国市議会議長会から表彰されました

永年にわたり議会活動に貢献し、地方自治の進展に努めた功績に対し、全国市議会議長会から表彰を受けました。

議員表彰

15年表彰



本多 健信 議員

※宮崎克俊議員は表彰を辞退しました。